

平成29年度

建設の安全 ● 号外 ●

全国労働衛生週間実施要領

— 全国労働衛生週間スローガン —
働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

●準備期間：9月1日～30日 ●本週間：10月1日～7日

会長メッセージ

平成29年度の全国労働衛生週間を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げます。

建設業における労働災害は平成28年に死亡者数が294人と過去最少となり、また、業務上疾病による被災者数も622人（前年比19人減）と過去最少となりました。これも、会員の皆様をはじめ、関係者の方々の業務上疾病予防対策や労働衛生教育の推進等、積極的な労働衛生対策の取り組みによるものです。

今年度の全国労働衛生週間は「働き方改革」がスローガンに取り上げられています。これは、職場におけるメンタルヘルス不調や過重労働などが重要な課題となっており、病気の治療をしながら仕事をする方が全産業の労働人口の3人に1人と多数を占めているためです。

特に建設業においては、平成28年の業務上疾病の被災者が過去最少となる中で、精神疾患による労災補償請求件数が初めて100件を超え、支給決定件数も50件を超えるなど、共に過去最多となりました。建設業における精神疾患の防止対策については、ストレスチェック制度の適切な実施に加え、現場における建災防方式健康KYや無記名ストレスチェックの実施など、メンタルヘルス対策に引き続き取り組むと共に、健康の保持・増進を図り職場環境の改善を進めていただきたいと思います。

一方、石綿等や化学物質を原因とする健康障害につきましては、昨年に引き続き、石綿の労災認定件数が全産業の中で55.5%（586人）と高い比率を占めています。

当協会では「平成29年度建設業労働災害防止対策実施事項」において、建設現場におけるメンタルヘルス対策や石綿障害等の職業性疾病予防対策、過重労働による健康障害の防止対策等、建設業における職業性疾病の減少に向けた対策を掲げております。

これから迎える全国労働衛生週間は、作業者の「心とからだの健康」と「快適な職場環境づくり」の重要性を再認識する良い機会です。本年度の「全国労働衛生週間実施要領」および「実施事項」を参考に、経営トップの明確な方針のもと、企業の実態に即した効果的な労働衛生対策を実践され、職場の労働衛生水準の向上に努められますようお願い申し上げます。

なお、10月5日と6日の両日、札幌市において第54回全国建設業労働災害防止大会を開催いたします。6日の専門部会は、テーマ毎に6部会に分かれて発表があり、今大会では新たにメンタルヘルス部会を新設し、シンポジウムや事例発表等を行うこととしておりますので、奮ってご参加いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

平成29年9月

建設業労働災害防止協会
会長 銭高 一 善



全国労働衛生週間ポスター No2 いずみりか 泉里香
コードNo 760202

I 趣 旨

本年度の全国労働衛生週間は「平成 29 年度全国労働衛生週間実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に基づき、厚生労働省等の主唱および当協会等の協賛により、9 月 1 日から 30 日までを準備期間、10 月 1 日から 7 日までを本週間として、次のスローガンのもとに展開される。

「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

この全国労働衛生週間を契機に経営トップをはじめとした関係者は、作業者の健康保持・増進等の重要性についてさらに認識を深め、心身ともに健康で、誰もが安心して働ける快適な職場づくりを目指し、効果的な労働衛生管理活動を実施する。

※上記の「実施要綱」は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

II 会員が実施する事項

会員は、次の実施事項から企業の実態に即して必要な項目を盛り込んだ実施計画を作成し、積極的に推進する。なお、実施計画の作成に当たっては、「平成 29 年度建設業労働災害防止対策実施事項」（以下、「平成 29 年度実施事項」という。）に定める、「職業性疾病予防対策および健康の保持増進のための具体的対策」（26～36 頁）等も活用する。

※上記の「平成 29 年度実施事項」は、当協会のホームページに掲載しています。

<準備期間（9/1～9/30）の実施事項>

実施事項		重点対策
重点事項	メンタルヘルス対策の推進	(1) ストレスチェックおよび面接指導の実施、並びに面接指導結果に基づき事業主が講ずるべき適切な措置の実施 (2) 建設現場における安全施工サイクル（安全朝礼、KYミーティングおよび巡視等）を活用した、心身の健康状態や体調についての確実な把握 (3) 建災防に設置されたメンタルヘルス対策の相談窓口の活用 (4) 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
1	労働衛生管理体制の充実	(1) 店社および作業所を通じての、一貫した労働衛生管理体制の見直しと充実 (2) 店社および作業所の安全衛生計画に基づく労働衛生管理活動の一層の推進 (3) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定・実施 (4) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入と実施
2	作業環境管理の充実	(1) 粉じん等や有害要因にさらされる作業場における作業環境測定の実施と、その結果に基づく作業環境の改善 (2) 作業現場や寄宿舎等における避難・警報・消火設備等の点検・整備と、各種訓練の実施 (3) 高年齢作業や女性に配慮した休憩室やトイレの設置 (4) 事務所や現場の緑化等、快適な職場環境形成の推進
3	作業管理の充実	(1) 工法・機械・設備・作業手順・作業方法等について、労働衛生面からの見直しと改善 (2) 適切・有効な保護具等の選択、使用および保守管理の徹底 (3) 作業負担軽減に向けた、設備の機械化および省力化の検討と促進
4	健康管理の充実	(1) 一般健康診断および特殊健康診断の確実な実施 (2) 各健康診断の結果に基づく有所見者について、医師の意見を勘案した適正配置や作業時間短縮等の実施、産業医等による面接、食生活の改善などの保健指導
5	労働衛生教育の充実	(1) 建設業に不慣れな者（新規参入者や新規雇入れ者）への安全衛生教育の推進 (2) 労働衛生に配慮した健康教育の実施および建設従事者教育受講の推進 (3) 危険有害業務従事者への特別教育または特別教育に準じた教育の徹底 (4) 各種保護具の適切な使用方法等に関する労働衛生教育の徹底
6	職業性疾病予防対策の充実 (化学物質)	(1) ラベル（絵表示）、SDS（安全データシート）等により把握した危険有害情報に基づく、化学物質（交付義務 663 物質）取扱い作業のリスクアセスメントの実施およびその結果に基づく低減措置の実践（「ラベルでアクション」の取組の推進） (2) 有機溶剤等の危険性・有害性が高い化学物質を取り扱う作業における、適切な保護具の選定と着用

6	(粉じん)	(1) 建築物の解体工事等における湿潤化および粉じん等の飛散防止対策の徹底 (2) ずい道建設工事におけるトンネル掘削・ずり積み作業・坑内作業における換気・排気等措置の徹底 (3) 屋外におけるアーク溶接作業、岩石・鉱物の研磨作業、ばり取り作業等における粉じん発散低減対策および有効な呼吸用保護具等の使用の徹底
	(石綿等)	(1) 石綿等を使用した建築物の解体工事等における、適正な隔離、隔離空間の負圧化等による飛散防止対策の徹底 (2) 石綿等の除去作業において有効な呼吸用保護具等の使用の徹底
	(その他)	(1) 腰痛・振動障害・騒音障害等による職業性疾病予防のための、作業時間・作業量・作業姿勢・作業方法の検討および改善の推進 (2) 屋内・坑内等での内燃機関使用場所や、酸素欠乏危険場所等における、有効な呼吸用保護具等の使用および換気・排気等措置の徹底
7	健康確保対策の充実	(1) 過重労働（時間外・休日労働等）による健康障害防止対策の推進と面接指導の実施 (2) 職場における受動喫煙防止対策の実施と禁煙の促進

<本週間（10/1～10/7）の実施事項>（週間行事計画表（例）は8頁「資料3」に掲載）

実施事項		重点対策
1	労働衛生意識の高揚	(1) 経営トップや作業所長から、作業者全員に対するメッセージの伝達 (2) 店社または作業所単位の安全衛生大会の開催 (3) 労働衛生に関する標語等の募集と表彰 (4) 健康確保や快適な職場づくりに積極的な協力会社および作業グループ等に対する表彰 (5) 家庭における健康保持に関する知識の普及
2	労働衛生活動の実施	(1) 経営トップ等による、作業所や寄宿舎等へのパトロールの実施 (2) 作業所一斉の4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）等による環境整備の徹底
3	労働衛生教育・訓練等の実施	(1) 労働衛生に関する勉強会や講演会等の実施 (2) 職場安全衛生懇談会等の開催 (3) 店社および現場緊急時の措置について必要な訓練の実施
4	その他、本週間にふさわしい行事および期間中の行事に係る反省会の実施	

III 協会が実施する事項

本部および支部は、地域の状況を踏まえ、準備期間および本週間に次の事項を実施する。

- 1 メンタルヘルス対策の推進
 - (1) 労働安全衛生法に基づく職場におけるストレスチェック制度への取組の促進
 - (2) 建災防方式健康 KY と無記名ストレスチェックの周知啓発
 - (3) 建設業におけるメンタルヘルス対策についての相談窓口の設置・運用（6頁「資料2」参照）
- 2 建設業における化学物質取扱い作業のリスクアセスメントの推進
- 3 健康確保等に関する安全衛生講習会の実施
- 4 労働衛生面に配慮した建設従事者教育の実施
- 5 会員事業場が実施する労働衛生パトロール（職場巡視）・安全衛生大会等への支援
- 6 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の普及・促進
- 7 労働衛生に関する最新情報および広報資料等の作成・提供
- 8 会報誌「建設の安全」、ホームページ等による広報活動の実施
- 9 のぼり、ポスター、ワッペン、実施要領等の作成・頒布
- 10 そのほか、本週間にふさわしい労働衛生活動の実施

資料 1

建設業における業務上疾病の発生状況

1. 業務上疾病者数・年千人率の推移（平成 24～28 年）

全産業の疾病者数 7,361 人のうち、建設業は 622 人で 8.4%（前年 8.7%）を占めている。

年	業種	建設業		全産業	
		疾病者数（人）	疾病者数千人率	疾病者数（人）	疾病者数千人率
平成 24 年		745	0.2	7,743	0.1
平成 25 年		733	0.2	7,310	0.1
平成 26 年		705	0.2	7,415	0.1
平成 27 年		641	0.2	7,368	0.1
平成 28 年		622	0.2	7,361	0.1

資料：厚生労働省「業務上疾病調」

（注）：1. 表は休業4日以上のもの。

$$2. \text{疾病者数年千人率} = \frac{\text{疾病者数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$$

2. 年次別業務上疾病発生状況（平成 24～28 年）

平成 28 年の建設業の疾病者数 622 人を疾病別にみると、負傷に起因する災害性腰痛が 195 人（31.4%）と最も高い割合を占め、次いで異常温度条件による疾病が 118 人（19.0% / うち熱中症 113 人で 18.2%）を占めている。

（単位：人）

年	業種	平成 24 年		平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年	
		建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計	建設業	全産業計
疾病分類											
(1) 負傷に起因する疾病 （上記のうち災害性腰痛）		371 (237)	5,688 (4,789)	363 (223)	5,253 (4,388)	371 (212)	5,445 (4,583)	326 (201)	5,339 (4,521)	328 (195)	5,598 (4,722)
物理的 原因 による 疾病	(2) 有害光線による疾病	1	6	-	9	1	3	1	5	2	9
	(3) 電離放射線による疾病	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	(4) 異常気圧下による疾病	5	11	2	21	3	13	2	15	2	10
	(5) 異常温度条件による疾病 （上記のうち熱中症）	149 (143)	631 (440)	156 (151)	724 (530)	146 (144)	619 (423)	122 (113)	642 (464)	118 (113)	650 (462)
	(6) 騒音による耳の疾病	-	10	2	4	2	6	4	7	3	6
	(7) (2)～(6)以外の原因による疾病	4	26	4	27	3	23	4	26	5	29
	作業 態様 による 疾病	(8) 重激業務による運動器疾患と内臓脱	8	90	4	86	6	124	10	125	5
(9) 負傷によらない業務上の腰痛		3	43	6	50	2	41	4	29	3	29
(10) 振動障害		-	9	2	2	-	3	1	5	1	2
(11) 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群		4	139	6	140	6	168	7	182	6	153
(12) (8)～(11)以外の原因による疾病		7	91	9	68	8	84	1	78	5	53
(13) 酸素欠乏症	3	12	2	16	-	4	2	9	4	12	
(14) 化学物質による疾病（がんを除く）	37	204	37	205	40	201	40	247	49	213	
(15) じん肺症及びじん肺合併症（休業のみ）	118	361	111	334	93	263	92	251	71	210	
(16) 病原体による疾病	3	186	11	182	2	202	6	201	6	125	
がん	(17) 電離放射線によるがん	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	(18) 化学物質によるがん	2	3	3	6	3	6	2	3	2	3
	(19) (17)、(18)以外の原因によるがん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(20)(21)(22) 過重な業務による脳血管疾患心臓疾患等	30	232	15	183	19	209	17	204	12	184	
合計		745	7,743	733	7,310	705	7,415	641	7,368	622	7,361

資料：厚生労働省「業務上疾病調」

（注）：1. 表は休業4日以上のもの。

2. 疾病分類は労働基準法施行規則第 35 条によるものを整理したものである。

3. 「化学物質」は労働基準法施行規則別表 1 の 2 第 7 号に掲げる名称の化学物質である。

4. 本統計の数字はその年内中に発生した疾病で翌年 3 月末日までに把握したものである。

3. 酸素欠乏症発生状況（平成24～28年）

平成28年の全産業の被災者数は12人、うち建設業は3人であった。

（単位：人）

業種	年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
建設業		1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	3 (0)
全産業		7 (5)	7 (3)	1 (0)	9 (6)	12 (3)

資料：厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況調」

（注）：（ ）は死亡者数で、二次災害での被災者数も含む。

4. 硫化水素中毒発生状況（平成24～28年）

平成28年の全産業の被災者数は3人、うち建設業は0人であった。

（単位：人）

業種	年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
建設業		0 (0)	1 (1)	3 (2)	1 (0)	0 (0)
全産業		4 (2)	10 (6)	6 (2)	5 (1)	3 (0)

資料：厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況調」

（注）：（ ）は死亡者数で、二次災害での被災者数も含む。

5. 振動障害労災新規認定状況

（平成23～27年度）

平成27年度の全産業の振動障害労災新規認定数は276人、うち建設業は144人（52.2%）と高い割合となっている。

（単位：人）

業種	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
建設業		170	189	185	159	144
林業		41	48	53	44	41
鉱業		6	14	9	23	32
採石業		7	4	6	1	2
製造業		34	31	35	38	35
その他		14	10	18	16	22
全産業		272	296	306	281	276

資料：厚生労働省「業種別・年度別振動障害の労災新規認定者数調」

※各年度中に新規に支給決定を行った者の業種別人数。

6. 熱中症による業種別の死傷者数発生状況

（平成24～28年）

（単位：人）

業種	年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	合計
建設業		143(11)	151(9)	144(6)	113(11)	113(7)	664(44)
警備業		27(2)	53(2)	20(0)	40(7)	29(0)	169(11)
製造業		87(4)	96(7)	84(1)	85(4)	97(0)	449(16)
運送業		43(0)	68(1)	56(2)	62(1)	67(0)	296(4)
その他		140(4)	162(11)	119(3)	164(6)	156(5)	741(29)
全産業		440(21)	530(30)	423(12)	464(29)	462(12)	2,319(104)

資料：厚生労働省「職場における熱中症による死傷災害の発生状況調」

（注）：（ ）は死亡者数。

7. 石綿による肺がんおよび中皮腫の労災新規認定状況（平成24～28年度）

（単位：人）

業種	年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫
建設業		236(58.7%)	273(52.3%)	209(54.7%)	273(51.7%)	215(55.0%)	280(52.9%)	181(49.9%)	292(54.2%)	226(58.5%)	283(52.4%)
全産業		402	522	382	528	391	529	363	539	386	540

資料：厚生労働省「労災保険法に基づく保険給付の石綿による疾病別請求・決定状況調」

（注）：1.（ ）は、全産業に占める建設業の割合。

2. 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく特別遺族給付金の新規支給決定者数は除く。

3. 平成28年度は速報値。

8. 脳・心臓疾患の請求および支給決定件数（平成24～28年度）

（単位：人）

業種	区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
建設業		123	38	122	27	97	28	111	28	98	18
全産業		842	338	784	306	763	277	795	251	825	260

資料：厚生労働省「過労死等の労災補償状況調」

9. 精神障害の請求および支給決定件数（平成24～28年度）

（単位：人）

業種	区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
建設業		45	22	87	34	74	37	95	36	108	54
全産業		1,257	475	1,409	436	1,456	497	1,515	472	1,586	498

資料：厚生労働省「過労死等の労災補償状況調」

(1) 建災防方式健康 KY と無記名ストレスチェックの導入

建災防では、多くの建設労働者が従事する建設現場に特化したメンタルヘルス対策（建災防方式健康 KY と無記名ストレスチェック）を提案し、これを推進しています。

「建災防方式健康 KY と無記名ストレスチェック」は、労働安全衛生法が定めるストレスチェック制度の目的である「メンタルヘルス不調の未然防止」の趣旨に基づき、建設現場に定着している安全施工サイクルに組み込む形で成り立っています。（図 1）

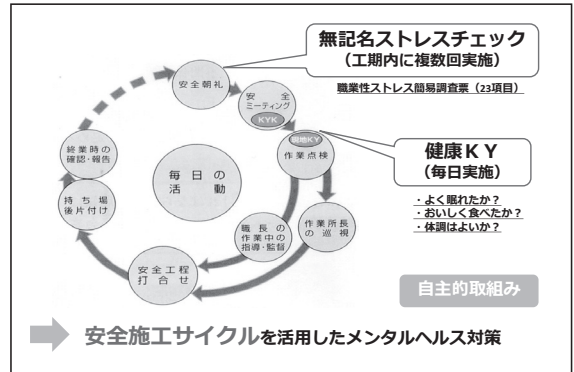


図 1 建災防方式健康 KY と無記名ストレスチェック

(2) 各取組みの内容と実施

「健康 KY」は、毎日の KY 活動の中で、職長から各作業員に対し、「睡眠」「食事」「体調」の 3 つについて問いかけを行うことによって、メンタルヘルス不調の早期発見と労働者個人の気づきの促進を目的としています。

一方、「無記名ストレスチェック」は、工期内に複数回、作業員全員が集合する安全朝礼において無記名によるストレスチェックを実施することによって、組織のストレス状況を把握します。そして、この集団分析結果に基づき、当該現場がより働きやすい環境となるように職場環境改善活動を講じていきます。（図 2）

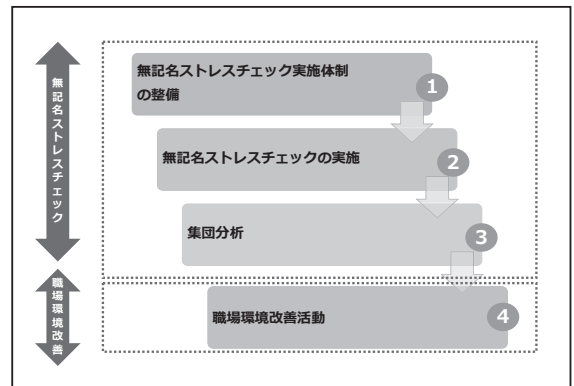


図 2 無記名ストレスチェック実施から職場環境改善活動までのフロー

(3) チェックシートを使用した評価と職場環境改善 (PDCA)

これらの取組みを職場環境改善につなげるため、建災防が独自に開発したリスクアセスメント方式のチェックシート（職場環境改善シート）を用いて当該現場のリスク評価を行い、その結果に基づいたリスク低減措置（職場環境改善策）を実施し、さらなる改善を進めるための PDCA サイクルを回します。

建災防では、当該現場に必要な職場環境改善のための措置が簡易に抽出できる手法を開発し普及しています。（図 3）

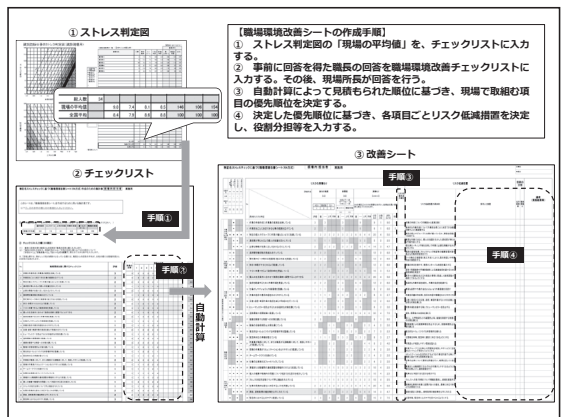


図 3 職場環境改善シートの作成手順

（新刊図書「建設現場の職場環境改善マニュアル」参照）

(4) より良い職場環境に向けて

このように、建災防では建設現場で簡便に展開できる、メンタルヘルス対策の一次予防に重点を置いた取組みを推進することによって、建設労働者の心身の健康と安全を確保し、過重なストレスによる労働災害の防止に寄与したいと考えています。

また、今回取り上げました、「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の詳しい内容については、建災防発刊のテキストをご覧ください、メンタルヘルス対策の一層の推進をお願いします。

テキストのご案内

新刊図書

建設現場の職場環境改善マニュアル

「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェックの活用」

読んで、すぐ実施できる！「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」と職場環境改善を実施するために必要な調査表等のツールと集計分析ソフトをCD-Rに収録。



建設業におけるメンタルヘルス対策の進め方 現場で実践！

建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック
監修 小山的文彦（東京労災病院勤労者メンタルヘルス研究センター長）
執筆 田村和佳子（建災防 建設業メンタルヘルス対策アドバイザー）

裁判例から学ぶ 建設業のメンタルヘルス

統括管理・安全配慮義務・メンタルヘルス
この3つのキーワードの関係を解き明かす
監修 藤川久昭（青山学院大学法学部教授）
執筆 田村和佳子（建災防 建設業メンタルヘルス対策アドバイザー）

相談窓口のご案内

建設業労働災害防止協会では、建設業におけるメンタルヘルス対策を促進するため、メンタルヘルス対策の相談窓口を設置しています。

【相談日】 毎週月曜日 13:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

【相談料】 無料（ただし、通話料については各自ご負担願います）

【相談対象者】 建設事業者および建設現場所長等

【相談内容】 ・事業場でメンタルヘルス対策を導入したい。
・建設現場でのメンタルヘルス対策をどのように進めればよいか？
・「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」とは？ など

【専用ダイヤル】 電話：03 - 3453 - 0974

【担当】 建設業労働災害防止協会 建設業メンタルヘルス対策アドバイザー

※おひとりあたりの相談時間の上限を30分とさせていただきます。

※労働者個人の相談については、対応していません。

個人の方は、働く人のメンタルヘルス不調および過重労働による健康障害に関する電話相談「こころほっとライン」にご連絡ください。

電話：0120 - 565 - 455（月・火 / 17:00～22:00、土・日 / 10:00～16:00）

※祝日・年末年始を除く

資料3 平成29年度全国労働衛生週間行事計画表（例）

この週間行事計画表を参考にして、現場独自の「週間行事計画表」を作成しましょう。

行事項目	項目	内容	行事項目	項目	内容
10月1日（日）	休養の日	●ゆっくりと休養	4日（水）	労働衛生に関する研修会・講習会等の日	1. 総点検の結果についての検討会、安全衛生協議会等の開催 2. 職業性疾病の防止についての研修会、災害事例等についての勉強会等の実施
2日（月）	趣旨徹底の日	1. 社長メッセージの伝達 2. 全国労働衛生週間の意義と重要性および行事予定を朝礼、安全衛生協議会等で説明 3. 視聴覚教材を用いた労働衛生意識の高揚	5日（木）	避難・救護訓練の日 健康診断日	1. 火災・酸欠等の緊急事態を想定した避難・救護訓練の実施 2. 巡回検診車等を利用した健康診断の実施 3. 健康相談、健康測定の実施
3日（火）	総点検の日	1. 機械器具・設備、作業方法等を衛生面から点検 2. 安全衛生保護具の使用状況の確認 3. 危険、有害物の保管状況の点検 4. 作業場所、作業所事務所、休憩所、寄宿舎、食堂等の衛生管理状況の点検	6日（金）	反省の日	1. 全国労働衛生週間をととしての反省、今後の衛生管理の取り組み方等について討議、検討 2. 優良な協力会社、グループ、個人等の表彰
			7日（土）	家族健康の日	1. 家族みんなで健康について考える 2. 心とからだの健康チェック

平成29年度 全国労働衛生週間用品等のご案内

ポスター

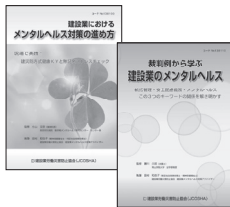
- No.1 美和子 コードNo.760201
 - No.2 泉 里香（表紙）コードNo.760202
- B2判（73×52cm）各¥200
※社名印刷50枚以上



※他に、労働衛生旗、タオル等をご用意しております。

テキスト

- 建設業におけるメンタルヘルス対策の進め方
コードNo.142900 ¥1,800
B5判 115頁
- 裁判例から学ぶ建設業のメンタルヘルス
コードNo.138110 ¥1,200
B5判 72頁



ワッペン

- コードNo.780230
ビニール製（7.5×6cm）
10枚1組 ¥840
※社名印刷50組以上



横幕

- ポリエステル製（70×220cm）各¥1,570
コードNo.880220



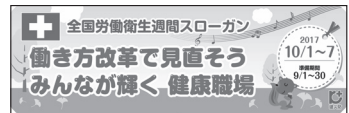
のぼり

- ポリエステル製（240×70cm）各¥1,570
※社名印刷5枚以上

- コードNo.880200
コードNo.880210（スローガン）



- コードNo.880221（スローガン）



お申し込みは、「建災防 本部 教材管理課」、「最寄りの支部（東京以外の方）」へお願いいたします。
 TEL 03-3453-3391 FAX 03-3453-5735 <http://whk.kensaibou.or.jp/asp/index.asp>

●実施要領についてのお問い合わせは、建設業労働災害防止協会 業務部 広報課（TEL 03-3453-8201）までお願いいたします。

広報企画委員会 委員名簿

（敬称略・五十音順）

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------|
| 委員長 土屋 良直（株）熊谷組 安全品質環境本部 常任顧問 | 委員 神田 道宏 清水建設（株）安全環境本部 安全部長 |
| 委員 阿部 美行 前田建設工業（株）執行役員 兼 安全部長 | 委員 佐々木 洋幸（株）竹中工務店 安全環境部長 |
| 委員 石沢 正弘（一社）日本建設労働体工業業団体連合会 副会長 | 委員 佐藤 恭二 飛鳥建設（株）安全環境部長 |
| 委員 井上 聖（株）大林組 労務安全部長 | 委員 竹尾 透 大成建設（株）安全本部 安全部長 |